



# 令和 9 年度 鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験実施要項 鳥取県教育委員会

## 求める実習助手像

- よりよい社会の実現に向け、自他の価値を尊重し、自らの人間性や創造性を高めることができる実習助手
- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続けることができる実習助手
- 児童生徒に対する理解を深め、自発的・主体的な成長や発達を支援することができる実習助手
- 実験・実習に関する専門的知識・技能を有し、児童生徒の主体的な学びを支援することができる実習助手
- 学校組織の一員として、学校内の多様な人材、家庭や地域等と連携・協働を図ることができる実習助手

自然災害等により、試験日程、試験項目及び試験会場等を変更する場合は、鳥取県教育委員会のホームページ等により周知します。

鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページ  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikujinzaikaihatsu/>



## 1 目 的

令和9年度鳥取県立学校実習助手採用の選考資料とするために実施します。

## 2 実施する校種、分野及び採用予定数

| 校 種     | 分 野     | 採用予定数 |
|---------|---------|-------|
| 高 等 学 校 | 農 業 分 野 | 若干名   |

※採用予定数には、特別選考による採用予定数を含みます。

## 3 試験に関するスケジュール

|                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| 出 願 期 間         | 令和8年7月22日（水）午前10時から令和8年8月17日（月）午後5時まで |
| 選 考 試 験         | 令和8年9月5日（土）鳥取県庁                       |
| 名 簿 登 載 者 の 公 表 | 令和8年9月30日（水）（予定）                      |

## 4 選考の種類

選考には、一般選考と特別選考があります。各選考の詳細は該当ページで確認してください。

### （1）一般選考

一般的な選考であり、全ての試験項目の受験が必要です。

### （2）特別選考

#### 障がいのある者を対象とした選考

「身体障がい」、「知的障がい」、「精神障がい」に関する要件を満たす者を対象とした選考です。

### 【出願後、特別選考の受験資格を満たさなかった場合の取扱いについて】

- ・出願後に、志願する特別選考の受験資格を満たすか否かについて確認します。
- ・確認後、特別選考の対象とならなかった場合は、令和8年8月21日（金）までに電話連絡します。  
その場合に限り、出願締切後でも一般選考への変更を認めます。変更を希望する場合は、指定する期日までに電子申請の内容を修正し、必要な提出書類を電子申請に添付し、提出してください。

## 5 一般選考

### (1) 受験資格

①次のア～ウのすべてに該当する者

ア 地方公務員法第16条等の欠格条項に該当しない者

イ 高等学校以上の学校を卒業した者（令和9年3月31日までに高等学校卒業見込の者を含む。）又は教育委員会がこれと同等の資格を有すると認めた者

ウ 昭和42年4月2日以降に出生した者

②日本国籍を有しない者については、活動に制限のない在留の資格を取得している者又は合格発表の日から1年以内にこの資格を取得する見込みの者に限り受験できる。

### (2) 出願方法及び提出書類等

#### <出願方法>

出願は電子申請とします。詳細は「8 出願方法等」を参照してください。

#### <提出書類等（電子申請に添付する書類等）>

○証明写真等の顔写真データ（jpg、jpeg、png 形式のみ）

※電子申請画面の指定された場所に添付してください。

### (3) 受験票について

出願後、令和8年8月24日（月）頃に、「受験票作成依頼メール」が届きます。受験票を作成した後、受験票の受理確認と選考試験の結果通知を受け取るための電子申請を再度行ってください。詳しくは「8 出願方法等」の「(5) 受験票の作成」、「(7) 再度の電子申請」を参照してください。

### (4) 試験項目、試験内容、配点

| 試験項目           | 試験内容等                        | 配点    |
|----------------|------------------------------|-------|
| ア 適性検査         | 職務適性等を測る検査（指定する期間内に Web で実施） | —     |
| イ 一般教養試験（45分間） | 一般常識を問う筆記試験（マークシート方式）        | 50 点  |
| ウ 専門試験（50分間）   | 志願する分野に関する、専門的知識についての筆記試験    | 100 点 |
| エ 面接試験         | 個別面接による人物・知識についての口述試験        | 180 点 |

注）適性検査については、令和8年9月5日（土）の選考試験前の指定する期間内に必ず受験者本人が Web 受検してください。受検されない場合、以降の試験項目は受験できません。

受検方法については、令和8年8月24日（月）頃に登録したアドレスに送付するとともに、鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページにも URL を掲載しますので、確認・受検をしてください。

受験者本人以外が関与する等の不正等が判明した場合は、それ以降の受験はできません。また、名簿登載後に同様の不正等が判明した場合は、名簿登載を取り消します。

#### 評価の観点

| 試験項目   | 評価の観点                                          |
|--------|------------------------------------------------|
| 一般教養試験 |                                                |
| 専門試験   |                                                |
| 面接試験   | ① よりよい社会の実現に向け、自他の価値を尊重し、自らの人間性や創造性を高めることができる。 |
|        | ② 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、学び続けることができる。         |
|        | ③ 児童生徒に対する理解を深め、自発的・主体的な成長や発達を支援することができる。      |
|        | ④ 実験・実習に関する専門的知識・技能を有し、児童生徒の主体的な学びを支援することができる。 |
|        | ⑤ 学校組織の一員として、学校内の多様な人材、家庭や地域等と連携・協働を図ることができる。  |

### (5) その他

提出された書類等は、受験資格を満たさない場合又は出願期間外に提出された場合の返却を除いて、いかなる理由があっても返却しません。

出願手続完了後の辞退については受け付けません。そのような場合については欠席として取り扱いますので、事前に「連絡及び問い合わせ先」まで連絡をお願いします。

## 6 特別選考

### 「障がいのある者を対象とした選考」

#### (1) 受験資格

「5 一般選考(1) 受験資格」に加え、次の①～③のいずれかの要件を満たす者

- ① 身体障害者手帳の交付を受けた者
- ② 療育手帳の交付を受けた者、もしくは障害者職業センターなどの公的判定機関で知的障がい者と判定された者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

#### (2) 出願方法及び提出書類等

##### <出願方法>

出願は電子申請とします。詳細は「8 出願方法等」を参照してください。

##### <提出書類等(電子申請時に添付する書類等)>

- 証明写真等の顔写真データ(jpg、jpeg、png 形式のみ)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は障害者職業センターなどの公的判定機関で交付された判定書の写し  
※電子データ(PDF、jpeg 等)にし、電子申請画面の指定された場所に添付してください。

#### (3) 受験票について

「5 一般選考」を参照してください。

#### (4) 試験項目、試験内容、配点

「5 一般選考」を参照してください。

#### (5) その他

「5 一般選考」を参照してください。

## 7 選考方法

- ・選考試験のすべての試験項目を受験した場合に限り選考の対象とし、各試験項目に係る試験結果により総合的に判定します。
- ・選考試験において、受験しなければならない最初の試験項目を欠席した場合は、以降の試験項目は受験できません。

## 8 出願方法等

#### (1) 出願方法及び出願期間

- ・出願は、とっとり電子申請サービス(鳥取県)を活用した電子申請で受け付けます。
- ・出願期間は、令和8年7月22日(水)午前10時から令和8年8月17日(月)午後5時までとします。

#### (2) 電子申請による出願の注意事項

- ・出願期間内に正常に申込みが完了したものに限り受け付けます。出願締切後、特別選考の対象とならなかった場合に選考の種類に変更のある場合を除いて、申込内容の変更は受け付けません。
- ・申込に不備があった場合、申込内容の修正を求める「修正依頼メール」が送信されます。このメールが届いた場合には、3日以内に申込内容を修正してください。修正指示に応じていただけない場合、出願期間内であっても不受理とさせていただきます。
- ・受験票作成にはプリンタが必要です。
- ・使用する機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。
- ・予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについての責任は一切負いませんので、予め御了承ください。

### (3) 申込手順

#### ◆電子申請（出願申込）で出願手続きをする前に

- 既にとっとり電子申請サービス（鳥取県）へ利用者登録をしている者は、◆**出願申込**に進んでください。
- とっとり電子申請サービス（鳥取県）のトップページ（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）にアクセスし、とっとり電子申請サービス（鳥取県）の利用者登録をしてください。その際、必ず連絡がつくメールアドレス（名簿登録者の公表時まで使用できるメールアドレス）を登録してください。  
※利用者登録のみでは、試験の申込は完了しませんので、ご注意ください。
- 「pref-tottori@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるよう、メールを受け取る際に使用する端末等の設定をしてください。



#### ◆出願申込

- とっとり電子申請サービス（鳥取県）のトップページ（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）にアクセスし、取得済みの利用者IDとパスワードでログインした後、手続き一覧から「令和9年度鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験」を選択してください。
- 申込情報を、画面上の注意事項に従って入力してください。
- 出願申込では以下のものがが必要です。
  - ・証明写真等の顔写真データ（jpg、jpeg、png形式のみ）
  - ・特別選考の申請が可能であることを示す提出書類（特別選考の者のみ）  
※電子データ（PDF、jpeg等）  
※WordやExcelファイル等に画像データを張り付けた形式のものは受け付けません。
  - ・「【追加用】志願書（職歴欄）」（電子申請画面上の職歴欄が不足する者のみ）  
※「【追加用】志願書（職歴欄）」は鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページや電子申請画面からダウンロードすることができます。



#### ◆申込の完了

- 申込の入力が完了すると「**申込完了通知メール**」が登録したメールアドレスに自動で送信されます。「**申込完了通知メール**」に記載されている**整理番号**と**パスワード**は受験票作成の際に必要なため、**必ず保管**してください。
- 鳥取県教育委員会で申込を順次確認し、審査が終了した場合、「**審査完了通知メール**」が登録したメールアドレスに送信されます。（「**審査完了通知メール**」が届いて、申込完了となります。）
- 申込に不備があった場合、申込内容の修正を求める「**修正依頼メール**」が送信されます。このメールが届いた場合には、3日以内に申込内容を修正してください。修正指示に応じていただけない場合、出願期間内であっても不受理とさせていただきます。  
※修正手順：とっとり電子申請サービス（鳥取県）のトップページにアクセスし、画面上部の「**申込内容照会**」をクリックし、「**申込完了通知メール**」に記載されている**整理番号**と**パスワード**を入力し申込内容の修正を行ってください。（修正後、再度、申請すると「**変更完了通知メール**」が送信されます。）
- 「**審査完了通知メール**」及び「**修正依頼メール**」が令和8年8月18日（火）までに届かない場合、「**連絡及び問い合わせ先**」まで問い合わせてください。



### (4) 特別選考対象者の決定等（該当する特別選考に出願した者に限る）

- ・出願後に、志願する特別選考の受験資格を満たすか否かについて確認します。
- ・確認後、特別選考の対象とならなかった場合は、令和8年8月21日（金）までに電話連絡をします。その場合に限り、出願締切後でも一般選考への変更を認めます。変更を希望する場合は、指定する期日までに電子申請の内容を修正し、必要な提出書類を電子申請に添付し、提出してください。



## (5) 受験票の作成

- 令和8年8月24日(月)頃に、「受験票作成依頼メール」が登録したアドレスに送付されます。
- 「受験票作成依頼メール」が届いたら、とっとり電子申請サービス(鳥取県)のトップページにアクセスし、画面上部の「申込内容照会」をクリックし、「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードを入力してください。
- 「受験票」をダウンロードし印刷してください。印刷した受験票に顔写真を添付し、線に沿って切り取り、試験当日に持参してください。



## (6) 適正検査(Web実施)

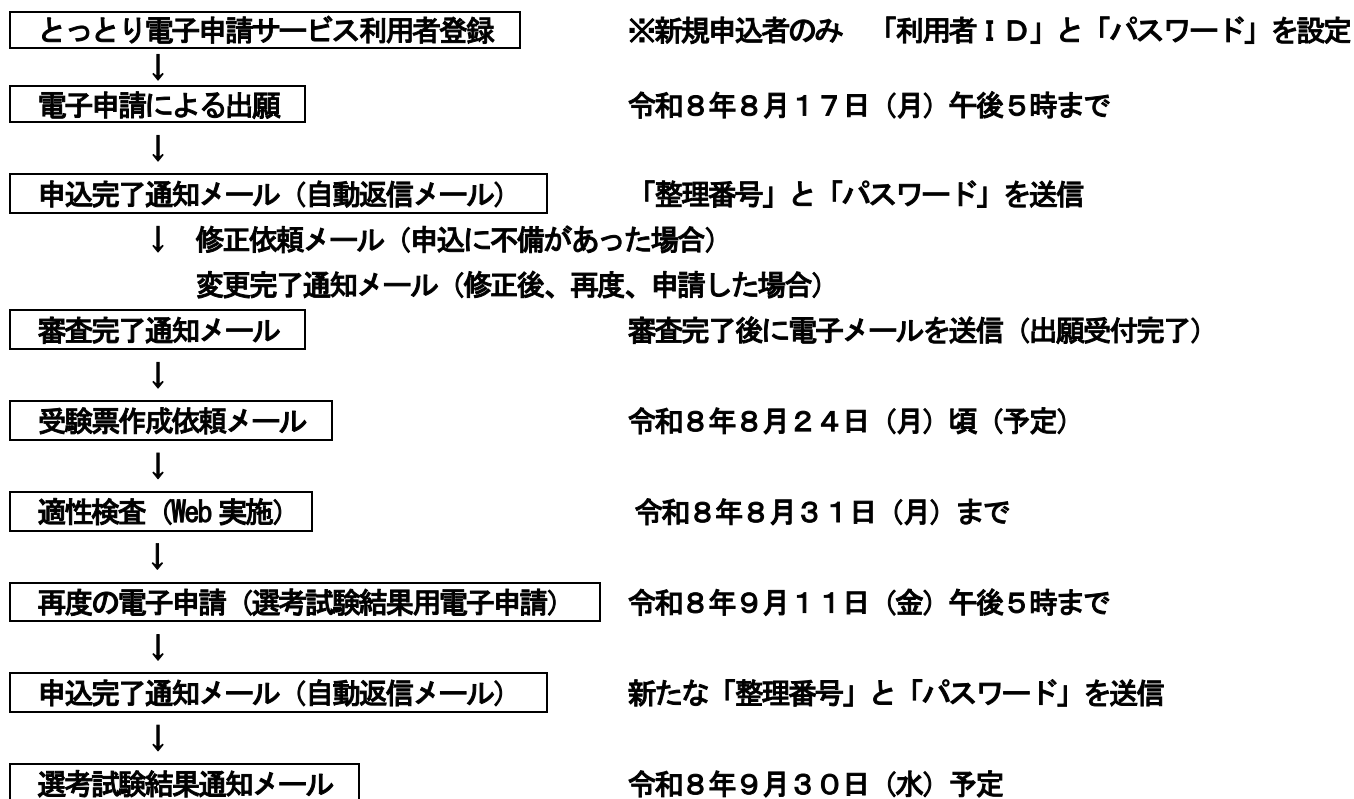
- 「受験票作成依頼メール」にある適性検査の受検方法の案内に沿って、令和8年8月31日(月)までに受検をしてください。



## (7) 再度の電子申請 <対象者：全員>

- 受験票を作成した後、受験票の受理確認と選考試験の結果通知を受け取るため、再度、とっとり電子申請サービス(鳥取県)のトップページにアクセスしてください。
- 手続き一覧から「令和9年度鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験結果用電子申請」を選択してください。
  - ・必ず出願手続で登録した利用者IDとパスワードを使用してください。
  - ・受験票に記載されている受験番号等を使用します。必要書類等はありません。
- 出願手続きの際と同様に、令和8年9月11日(金)午後5時までに画面に従って必要な情報を入力後、申請してください。
- ※選考試験結果用電子申請をされない場合、個人別の結果(電子データ)が送付されません。

### 【出願から選考試験結果通知までの流れ】



### 【注意】

- ・選考試験の結果については、再度の電子申請で登録されたメールアドレスに送信するとともに、合格者の受験番号を鳥取県教育委員会教育人材開発課ホームページに掲載します。

## 9 選考試験について

### (1) 携行品

一般教養試験は、マークシート方式で、専門試験は筆記で試験を実施するため、**黒鉛筆又はシャープペンシル（HB又はBに限る）、消しゴムを持参**してください。

### (2) 試験期日・試験会場

#### ア 試験期日

令和8年9月5日（土）

**試験日程等（適性検査のオンラインでの受検方法を含む）は、「受験票作成依頼メール」の送信に併せて連絡します。**

#### イ 試験会場

鳥取県庁 鳥取市東町1丁目220 （「13 試験会場」を参照してください。）

## 10 採用候補者名簿への登載等

- ・選考試験により選考された実習助手採用候補者は、令和9年度鳥取県立学校実習助手採用候補者名簿に登載します。
- ・名簿登載については、選考試験の受験者に対して令和8年9月30日（水）（予定）に再度の電子申請で登録されたメールアドレスへ通知するとともに、A・B登載者のそれぞれの受験番号を鳥取県教育委員会教育人材開発課のホームページに掲載します。
- ・選考試験の結果通知には、受験者の各試験項目の得点を記載して通知します。

**A登載者：令和9年度本県公立学校の実習助手として正式に採用**

**B登載者：欠員の状況によっては実習助手として正式に採用**

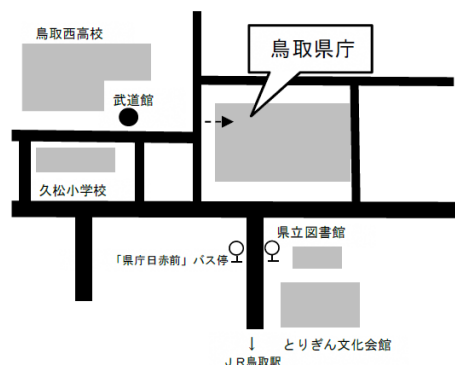
## 11 採用手続き等

- ・令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律に基づき、特定性犯罪歴を確認する必要があります。
- ・名簿登載者本人が戸籍情報をこども家庭庁に提出し、特定性犯罪歴があった場合は、名簿登載を取り消します。
- ・詳細は令和8年9月30日（水）（予定）の採用候補者名簿登載者の公表に併せてお知らせします。

## 12 その他

- ・出願後に改姓や連絡先等の記載事項に変更があった場合は、必ず文書（任意様式）で届け出てください。
- ・令和8年4月1日現在における初任給（給料月額+教職調整額+義務教育等教員特別手当）は、高等学校新規卒業者の場合、約234,000円、短期大学新規卒業者の場合、約257,000円、大学新規卒業者の場合、約274,000円となります。このほか諸手当があります。採用までに給与改定があった場合はそれによります。

## 13 試験会場



#### 【鳥取県庁】

- JR「鳥取駅」下車 徒歩約25分
  - バス「県庁日赤前」下車 徒歩約5分
- ※武道館側入り口からお入りください。

### 【連絡及び問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県教育委員会事務局教育人材開発課  
TEL (0857) 26-7787 FAX (0857) 26-8094